

## 「のめり込み」にはくれぐれもご注意を！ ～ギャンブル等は適度にたしなみましよう～

平成30年10月『ギャンブル等依存症対策基本法』が施行されました。これは、国民がギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるように、知識の普及を図ることを基本に位置付けています。消費者庁では、国民にギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるため、青少年向けの啓発資料を作成し、国民に呼びかけています。

### ギャンブル等依存症とは？

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。この依存症になると、日常生活や社会生活に支障を生じる事があります。借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらには自殺等の社会問題を引き起こすこともあります。ご家族や周囲の皆さんにも影響が及びます。

#### ○誰もがギャンブル等にのめり込む可能性を持っている

「仕事がうまくいかない」といったストレスや孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことで、「のめり込み」が始まる可能性があります。「意志が弱い」「だらしない」といった性格が原因となる病気ではありません。

#### ○わかっているのにやめられない… ギャンブル等依存症のサインでは？

ギャンブルのために、周囲の皆さんにお金を借りていませんか？借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思ってギャンブルを続けていませんか？

### 注意すべきポイント

#### ○若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう

若い頃にギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われていています。なお、法令で定められた年齢に達しない方がギャンブルをすることは禁止されています。

#### ○一旦のめり込むと、気合や根性では抜け出すことができません

ギャンブル等へのめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことはできません。「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、やめられなくなっている」のか様子を見てください。「のめり込み」から回復し、健康な生活を取り戻すには、専門家の支援を受けることが重要です。本人の主体性が「回復」への原動力となります。

#### ○借金の肩代わりは禁物です

よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は、相談したい内容に応じて、各窓口をご利用ください。

【2018年11月消費者庁公表】

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎<sup>いやや</sup>188